知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について（通達乙）

〔令和６年１月17日
捜二発第２号
本部長から署長〕

（概要）

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について、指示したものである。

主な内容は

○　迅速かつ適正な取扱いの推進

○　県本部による指導・管理

○　署における対応

等である。